

農地法施行規則第5条および第7条の一部改正について

[昭和 45 年 10 月 7 日 45 農地 B 第 2921 号]
農林省農地局長から都道府県知事あて

市町村および電気事業者に対する農地の転用規制については、「農地法施行規則の一部を改正する省令」(昭和 45 年 9 月 1 日付け農林省令第 47 号)において、それぞれ転用事業の範囲を特定しその除外措置が講じられたが、この改正は、農地転用許可基準に即して農業上の土地利用との調整が事前に講ぜられることを前提として行われたものである。

したがって、市町村に対する転用規制の除外措置については、自治省から別添 1 のとおり各都道府県あて通達されているが、貴職におかれても、市町村が農地等の転用をしようとする場合には、その農地等の転用が法令等に基づく土地利用区分との調和を図りつつ農地転用許可基準に即して適正に行われるよう、関係機関を指導することとされたい。また、電気事業者に対する転用規制の除外措置については、通商産業省から別添 2 のとおり各電気事業者あてに通達されており、事前に電気事業者が地方農政局および都道府県に対し事業計画の説明を行い、所要の調整を図ることとされているので、この説明を受けたときは、地方農政局長および都道府県知事は市町村、農業委員会、土地改良事業施行者等関係者と密接な連絡をとり、電気事業者に対し適宜、適切な措置を与え十分調整を行うこととし、遺憾のないようにされたい。

なお、配電用の電気工作物または送電線架設用装置を設置するために農地を転用する場合には、かならずしも前述のような手続きによる調整を行うことを要するものではないが、農業上の土地利用につき不都合が生じることのないよう合わせて関係者をご指導願いたい。

別添 1

農地法の一部を改正する法律の施行について

[昭和 45 年 9 月 29 日 自治行発第 61 号]
自治省行政局行政課長から都道府県総務部長あて

この度農地法の一部を改正する法律(昭和 45 年法律第 56 号)が関係法令とともに昭和 45 年 10 月 1 日から施行されることとなった。

今回の改正のうち、地方公共団体に関する主な事項は、おおむね下記のとおりであるが、このうち特に(5)の改正については、市町村の建設に関する基本構想、農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画、都市計画法による都市計画、その他土地利用に関する計画との調和を図りつつ、農地転用許可基準に即した適正かつ合理的な土地利用が確保されることを前提として措置されたものである。したがって、改正後も許可を要することとされている住宅、工場等の敷地に供するため農地の転用等をしようとする場合はもちろん、許可を要しない農地の転用等をしようとする場合においても、この趣旨のもとに適正な運用がなされるよう配意されるとともに、管下市町村に対してもこの趣旨を十分周知徹底のうえ適正なご指導方をお願いする。

記

(1)～(4) 略

(5) 市町村が農地を転用したは農地もしくは採草放牧地を転用するために権利を取得しようとする場合において農地法第4条または第5条の許可を要しない範囲は、従来道路、河川、堤防、水道又はため池の敷地に供する場合に限られていたが、今回の改正により広く公用、公共用の施設(土地収用法第3条各号に掲げる施設。ただし、同条第30号に掲げる施設を除く。)の敷地に供する場合に拡大されたこと(同規則5・10、7・6)。

(6)、(7) 略

別添2

電気事業者の行う送電用の電気工作物等
の設置に伴う農地転用の取り扱いについて

[昭和45年9月22日 45公局第520号
通商産業省公益事業局長から電気事業者あて]

上記の件について昭和45年9月1日をもって農地法施行規則の一部が別添のとおり改正され、(施行は同年10月1日)電気事業者の行う送電用の電気工作物等の設置にかかる農地法第4条および第5条の農地転用の許可は要しないこととなった。

この改正は、電気事業者と農林大臣または都道府県知事との間において農業上の土地利用との調整を充分に行うよう当局が電気事業者を指導監督することを前提としてなされたものであるので、特に送電用の電気工作物に係る農地転用に当たっては、下記により農業上の土地利用との調整を図るよう十分留意されたい。

記

- 1 電気事業者は、送電用の電気工作物の設置にかかる用地取得前に、別紙に定める事業計画書により、その事業計画について都道府県農地担当部局長又は2ヘクタールをこえる農地を当該事業計画地に含む場合にあっては都道府県農地担当部局長および地方農政局長に説明を行い、送電用の電気工作物の設置と土地改良事業等農業関係公共事業および農作業等農業上の土地利用との調整を図ること。
- 2 電気事業者は送電用の電気工作物の設置に係る土地の取得が終了した場合は、その土地に含まれる農地及び採草放牧地について一覧表を作成し、関係する農業委員会に報告すること。
- 3 送電線架設に際し、架設用装置(ドラム、ドラム台、ブレーキ、延線車、エンジン付ワインチ、電動機付ワインチおよびワイヤー捲取機)を設置するため農地転用を行った場合には、送電線架設後速やかに当該敷地を原状に復帰させること。